

犬を飼ったら 必ず守ってね。



動物愛護週間 (9月20日～9月26日)

★動物愛護図画・作文コンクール
優秀作品の展示

とき/9月20日(金)～26日(木)
場所/県庁1階県民ホール

★動物愛護の集い

とき/9月22日(日)
午前10:00～
場所/豊見城城址公園

★動物慰霊祭

とき/9月26日(木)
午後3:30～4:30
場所/動物愛護センター

放し飼い・捨て犬の禁止
犬に関する苦情の中でも最も多いのが、犬の放し飼いです。散歩のときも、家で飼う場合も、必ずくさりで繋いで飼いまししょう。
(放し飼いは近所の迷惑です)

登録と狂犬病の予防注射
生後91日以上の犬は、生涯一回の登録と毎年一回の狂犬病予防注射が義務づけられています。予防注射は、役場で実施する集合注射以外にも動物病院で受けられます。

面倒みてね



最後まで

動物愛護センターにひきとられた子犬。同センターには、たくさんの子犬たちがひきとられていました。里親が見つからなければ、この小さな命にも安楽死の運命がまっています。

不妊手術を受けさせましょう
生まれた子犬には責任をもちましょう。責任がもてないのなら、不幸な生命を増やさないためにも不妊手術(避妊・去勢)を受けさせましょう。

咬んだら・咬まれたら
野犬に咬まれたときや、飼犬が人を咬んだときは、役場健康衛生課か南部保健所に通報して下さい。
健康衛生課
☎9455013
南部保健所
☎8896799



フンの処理
犬やねこのフンにより、道路や公園がよごされ、みんなの迷惑になっています。散歩に行くときは、フンの後始末が出来るものを持参して出かけましょう。

ペットはかわいいけれど…

悲しい現実ですが、昨年一年間で沖縄県動物愛護センターに収容された犬は、12,131頭、その内、飼い主や引き取り手がなく処分された犬が1,132,28頭という報告があります。西原町ではというと、昨年一年間に166頭の犬が捕獲され、また、65頭の犬が飼えなくなったという理由で、処理(安楽死)されました。中には、「タニが多くて困って」とか「面倒をみる人がいない」といった安易な理由で処理をお願いする方がいます。ペットを飼うということは、エサを与えたり、フンを処理したりと、一生世話が続けていかなければなりません。犬は、だいたい15年くらい生きます。15年間あなたのパートナーです。

今は、小さくてかわいいかも知れませんが、犬は、すぐ大きくなります。ペットを飼うということは、家族を一人迎え入れることなのです。ペットが臨終を迎えるまで、本当に飼いつけることができるか、よく考えてペットを飼いましよう。また、ペットは野生の動物とは異なり、人間社会で人と共存して生きていかなければなりません。

最近では、ペットを飼う人が増えた反面、それに対する苦情や悩みが増えているのも現状です。人間とペットが、仲良くくらす環境をつくるためにも、ペットのしつけと、飼い主のモラル向上が大切です。

ペットの生態をよく理解し、愛情をもってペットとつき合ってくださいませ。

犬についてのご相談(お問合せ)は 次のところへ

- 【飼い犬・猫が飼えなくなった場合】
 - ☆沖縄県動物愛護センター ☎ 94533043
 - ☆西原町役場(健康衛生課) ☎ 9455013
 - ※飼っている犬・猫は飼い主の責任として動物愛護センターまで直接連れて行く、【飼い犬が逃げた場合】
- 【国道の場合は南部国道事務所
・県道の場合は中部土木事務所 ☎ 8985800
・町管理の道路や公園等は役場(健康衛生課) ☎ 9455013
- 【道路で犬・猫が死んでいる場合】
 - ☆国道の場合は南部国道事務所 ☎ 94533011
 - ☆県道の場合は中部土木事務所 ☎ 8985800
- 【その他、犬・猫の相談】
 - ☆西原町役場(健康衛生課) ☎ 9455013
 - ☆南部保健所 ☎ 8896799
- 【犬・猫の死体は、飼い主の責任で処理しましょう。平成十四年四月一日から、これまで犬・猫の死体を収容していた沖縄県動物愛護センター(大里村)が、ペット及び犬・猫の死体の引取りを中止しました。本来、飼い犬、飼い猫は、飼い主の責任として処分しなければならず、今後は自分の土地に埋葬するか、民間のペット葬儀社に処理をお願いして下さい。】
- ※登録済みの犬は登録の抹消手続きが必要です。【処理方法】
 - 1 飼い主所有の土地に埋葬する。
 - 2 ペット専用火葬業者にお問い合わせ。
 - 3 飼育ペットエンゼル ☎ 9420174
 - 4 飼育ペット葬社… ☎ 01200594106
 - 5 (C)シーワン… ☎ 8567133
- 【ペットは最後まで責任を】
 - 西原町役場 健康衛生課 ☎ 9455013